

準備書面（31）に関する補足説明2

～函館地裁判決の不当性と本件との関係～

2018年8月29日（水）

東京地方裁判所

原告訴訟代理人弁護士 中野 宏典

- 1 行政訴訟（被告国）との関係（説明済）
- 2 民事訴訟（被告会社）との関係（説明済）
- 3 司法審査の在り方に関する不当性（補足）**
- 4 審査基準の合理性判断の不当性**

3 司法審査の在り方に関する不当性 (補足)

- (1) 立証責任-2段階構成の不合理性
- (2) 安全性の程度-島崎邦彦氏のインタビュー

広島高裁決定の論理（民事訴訟の基本）

住民側：人格権侵害の「具体的危険の存在」p176

▲ 炉規法の規定ぶり、知見の偏在、原発事故の特質を根拠

事業者側：人格権侵害の「具体的危険の不存在①」p177

↓ 処分がなされている場合

「基準の合理性及び基準適合判断の合理性」p178

▲ 住民側は反証で足りる

「基準の不合理性ないし基準適合判断の不合理性」p178

「基準の合理性及び基準適合判断の合理性」立証に失敗した場合

事業者側：「具体的危険の不存在②」p178

処分がなされていない場合

原則どおり「具体的危険の不存在①」を立証となるはず

▲ 事業者が行った基準適合評価が合理的か否かという視点に立てば、十分に実体的な判断に踏み込める

H30.8.23 YAHOO!ニュースの記事 (甲F94号証)

A man with glasses, wearing a dark suit, white shirt, and a patterned tie, stands with his arms crossed in front of a large window. The window looks out onto a city with several tall buildings. The lighting is bright, suggesting daytime.

「真っ当な対策があれば、原発事故はなかった」地震学者・島崎氏が見たもの

8/23(木) 9:14 配信

電力会社に対する信頼を失った

規制委は、原子力の研究者や電力会社、巨大な権限を持つ行政の関係者がまみえる場でもある。そのただ中に入って原子力に対する見方はどう変わったのか。

「電力会社に対する信頼を失いました。全てとは言わないけれども、いくつかの電力会社は特に。真っ当な学者からすると、ビックリすることを電力会社はやってくる。提出資料のやり直しを指示しても、同じものを何度も持ってきたこともありました」

最低線を探ってくる

島崎氏の姿勢に対しては当時、電力会社や原子力関係者の間で「厳しすぎ」「審査が長引いている」との批判がくすぶっていた。

当の本人は「ぜんぜん厳しくない。地震学者として普通にやっただけです。彼ら（電力会社）は最低線を探ってくるんです」と切り返した。最低線とは、安全対策などに投じる費用を極小化する目的を優先させ、いかに低コストで再稼働させるか、そのギリギリのラインを探る、という意味だ。

「ごまかせるのであれば、それでいいという感覚ではないでしょうか。安全文化が大事などと言葉では言いますが、そんなものはない。それが私の印象です」

自分勝手な科学をつくり出している

原発事故後にできた規制委は、それまで原発の規制を担っていた経済産業省の「原子力安全・保安院」と、内閣府の「原子力安全委員会」を統合したものだ。国会事故調査委員会では、旧組織は電力会社の利益に寄り添っていると批判されていた。島崎氏は規制委の委員長代理に就き、原発の安全審査を担当していく。

しかし、地震の専門家が原発の安全性を審査できるのだろうか。

「（原発事故の後）科学が疑われる状況になった。これはとんでもないことです。科学が悪いんじゃない。 （自らの利益などのために科学的な知見を無視したり、ねじ曲げたりするなど）自分勝手な科学をつくり出す人が悪いんです。 原発はよく知らなかったけれども、規制基準が悪いというより、審査に問題があると思っていた。そこを直すことで科学を疑う人をなんとかしたい、そのために2年間やってやろう、と思いました」

4 審査基準の合理性判断の不当性

- (1) 判断の欠落があまりにも多いこと**
- (2) 基本的に住民側の主張を曲解して判断していること**
- (3) 自ら定立した規範に全く当てはめていないこと**

銭亀火山の活動可能性

銭亀カルデラ

- ▶ **VEI6**の巨大噴火
- ▶ ピナツボ火山の約3倍



凡例

▲ 第四紀火山

No. 火山名	No. 火山名
1 札幌岳	48 長磯
2 狭霧山	49 神威山
3 ニセコ・雷電火山群	50 八雲貫入岩体群
4 空沼岳	51 砂防部岳
5 磯谷	52 濁川カルデラ
6 羊蹄山	53 渡島毛無山
7 イチヤンコッペ山	54 北海道駒ヶ岳
8 漁岳	55 ササマクリ貫入岩体
9 紋別山	56 熊泊山
10 恵庭岳	57 木地換山
11 尻別岳	58 横津岳
12 支笏カルデラ	59 羅皮山
13 丹頂岳	60 江差貫入岩体群
14 真狩別太	61 恵山丸山
15 モラップ山	62 恵山
16 風平死岳	63 函館山
17 昆布岳	64 銭亀
18 貫気別山	65 七ツ岳
19 多峰古峰山	66 知内
20 竹山	67 渡島大島
21 樽前山	68 洞内川
22 樽前西	69 渡島小島
23 白老岳	70 陸奥燧岳
24 ボン貫別山	71 大畑カルデラ
25 倶知安別	72 小目名沢
26 ホロホロ・穂舞堂	73 恐山
27 洞爺カルデラ	74 於法岳
28 ベタヌ山崩辺	75 野平カルデラ
29 狩場山	76 八甲田八種岳
30 静狩丸山	77 総野貫入岩体
31 洞爺中島	78 八甲田カルデラ
32 虻田	79 法量北
33 幌別岳	80 大中台
34 写方部山	81 北八甲田火山群
35 幡漢山	82 岩木山
36 オロフレ・来馬	83 八甲田黒森
37 カスベ岳	84 黒森山
38 有珠山	85 南八甲田火山群
39 志門気岳	86 沖浦カルデラ
40 関内岳	87 藤沢森
41 倶多楽・登別火山群	88 子ノロカルデラ
42 紋別岳	89 登ヶ間カルデラ
43 ポントコ山	90 十和田
44 穂積岳	91 田代岳
45 鷺別岳	92 大良駒ヶ岳
46 今金	93 稲庭岳
47 勝山	

[活動履歴]

活動区分	噴出物名称	噴火様式・岩質等	噴出量	年代値	
カルデラ形成	銭亀沢火砕流堆積物	銭亀沢 - 女那川テフラ (Z-M)	火砕流堆積物	約 9km ³ (4.32DREkm ³ ※)	33 ~ 45ka
	女那川降下軽石		降下軽石	約 19km ³ (11.4DREkm ³ ※)	>47.220yBP >49.990yBP

山縣ほか (1989), 平川ほか (1999) に基づき作成
 ※: 溶岩換算体積: Umeda et al. (2013) に基づき換算 (火砕流 1.2g/cm³, 降下火砕物 1.5g/cm³)
 中野ほか編(2013):活動年代 45ka

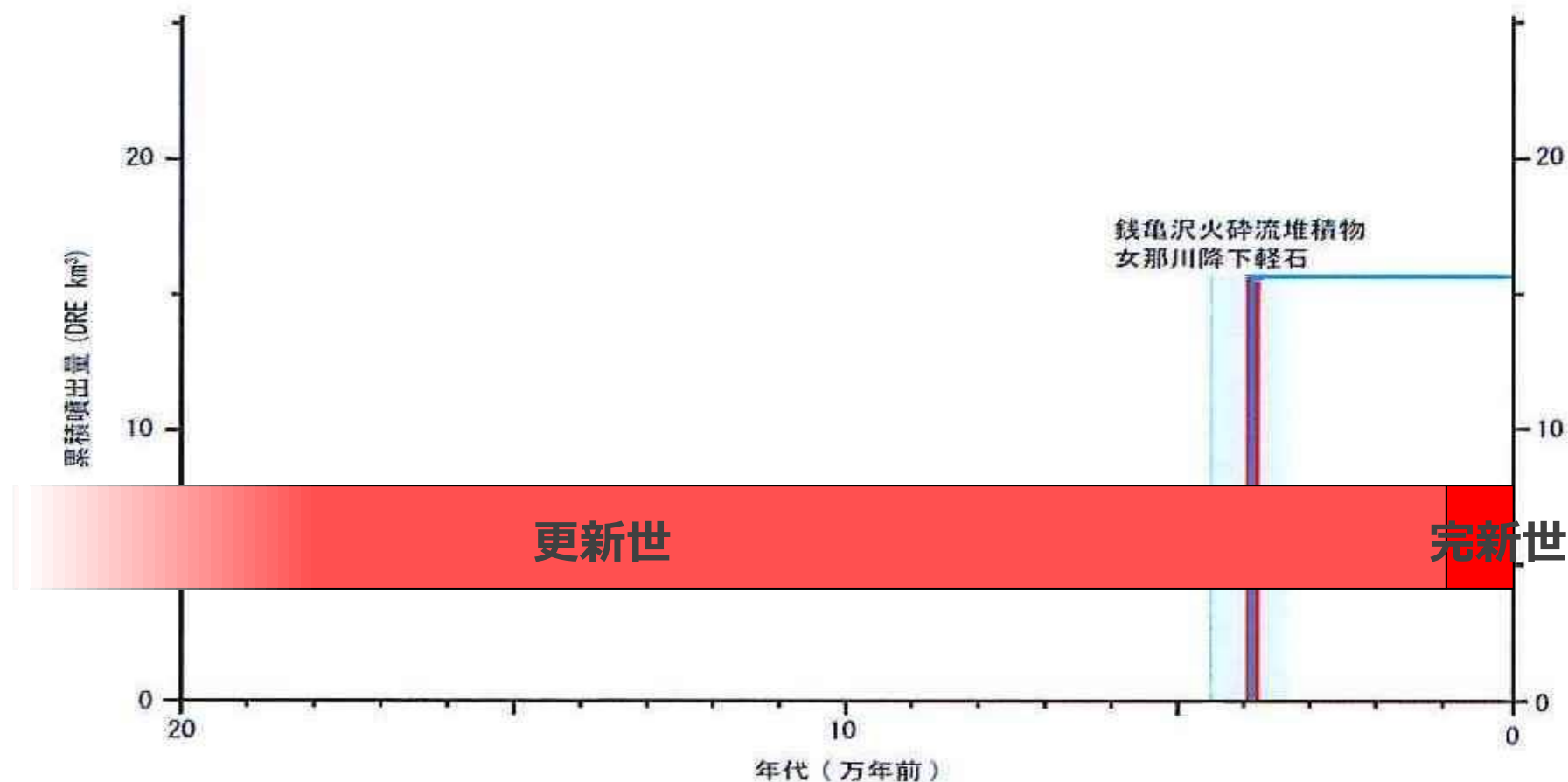
海底地形は、日本海洋データセンター 日本周辺の500mメッシュ海底地形データ (J-EGGS500) を使用

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50mメッシュ (標高) を使用した。
(承認番号 平26情使, 第316号)」

第7.1-1図 地理的領域内の第四紀火山分布図

銭亀火山の活動可能性

[階段ダイヤグラム]



注1) カルデラ火山のため、1回で階段を立ち上げた
 なお、活動期間(青網掛け部)の中央で立ち上げた

銭亀火山の活動可能性

- ▶ 銭亀火山について風向・風力を考慮したシミュレーションを行えば、本件原発に100cmの降下火砕物が積もる可能性もある。



最終準備書面大部分を無視

▶原告ら最終準備書面（その7）～火山事象に対する安全性の欠如～

目次

第1	はじめに	- 5 -
第2	周辺火山の将来の活動可能性① - 基準自体の不合理性	- 8 -
1	原告らの主張	- 8 -
(1)	噴火の時期及び規模が相当前の時点での確に予測できるとの点	- 8 -
(2)	将来の活動可能性が否定できない火山の抽出の点	- 8 -
(3)	小括	- 8 -
2	被告会社の言い分は単なる評価にとどまるものであること	- 9 -
3	SSG - 21との不整合	- 9 -
(1)	「火山系における時間と量との関係」の点	- 9 -
(2)	「最大休止期間」の点	- 10 -
(3)	小括	- 11 -



無視



無視



曲解

- i 「原告らの主張②」について
- ii 「原告らの主張③」について
- iii 「原告らの主張④」について

本当の住民側の主張

▶SSG-21

SSG-21は、火山の将来の活動可能性について、原則として1000万年前以降に活動したことがある火山については将来の活動可能性が存在するものとして扱うべきことを述べ、例外的に、将来の活動可能性がないといえる可能性がある場合として、「前期更新世あるいはより古い時期の時間と量の関係から、火山活動の明らかな減退傾向と明白な休止が明らかになるかもしれない」と述べる³（甲B178・5.14）。

▶火山ガイド

イ これに対し、火山ガイドは、単に「最後の活動終了からの期間が、その火山の最大活動休止期間より長い等、将来の活動可能性が無いと判断できる場合は、火山活動に関する4章の個別評価対象外とする」と、SSG-21が設けていた時期の限定を外しているのである。これは、実質的に要件を緩和したにほかならない。

函館地裁判決の内容

▶ 住民側の主張

火山ガイド「完新世に活動をしていない火山について、最後の活動終了からの期間が過去の最大休止期間より長いなど将来の活動可能性がないと判断できる場合に個別評価の対象外としている」

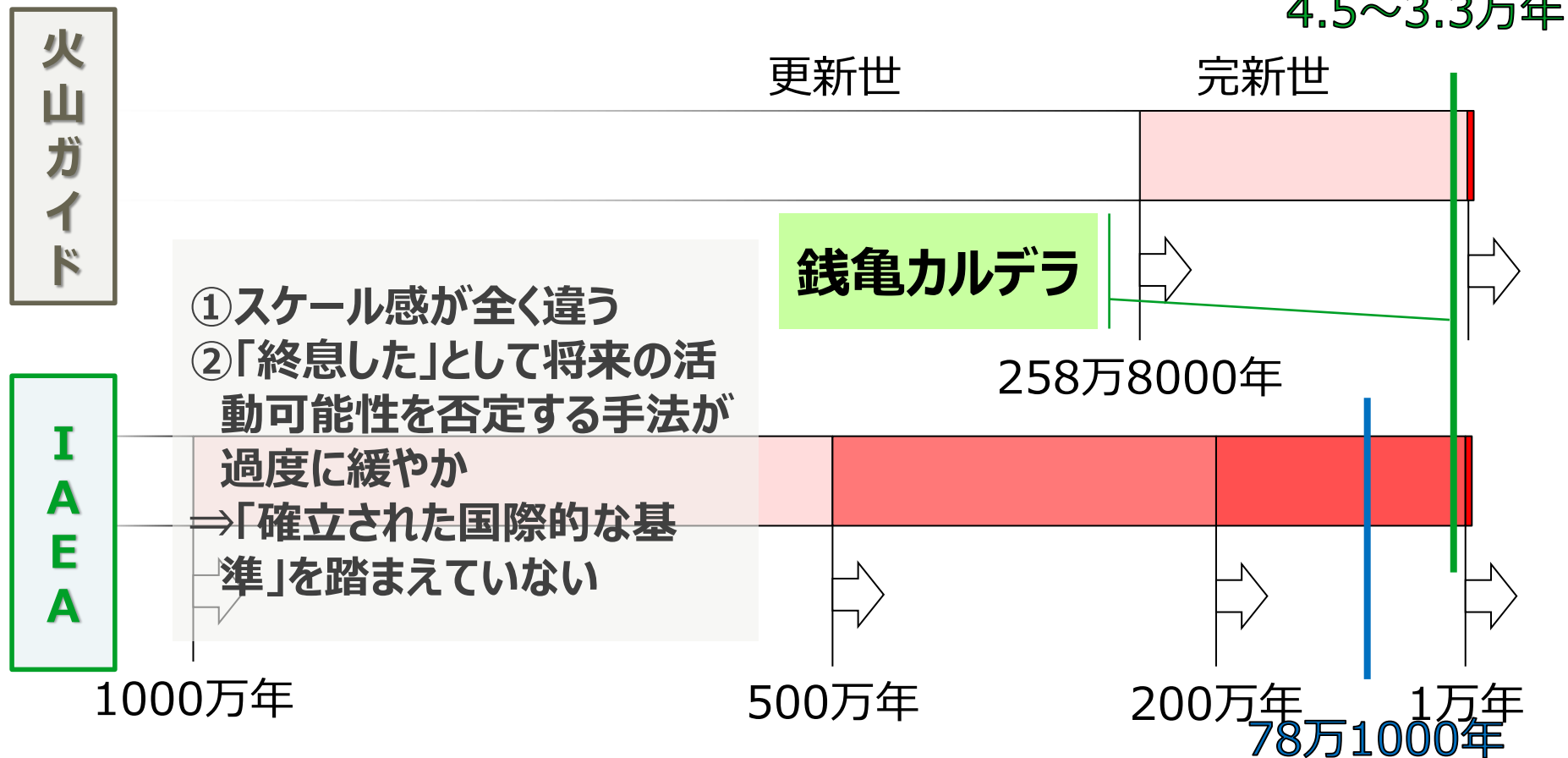
SSG-21「過去200万年間の噴火記録は一般に活動可能性がある」

→火山ガイドはSSG-21に反する。

▶ 判示の内容

SSG-21は、一般論として、過去200万年間の噴火記録が将来の活動可能性があることを示すことを指摘するにとどまり、この場合に地質データを評価して、将来噴火する可能性を持つかどうかを判断することを推奨しており、また、決定論的手法も許容しているから、直ちにSSG-21に反するとはいえない。

本当の住民側の主張



▶ 第四紀学の権威である町田洋・東京都立大学名誉教授の陳述書 甲D103・p5

「少なくとも後期更新世以降、すなわち**12万5000年前以降に1回でも活動したことが明らかな火山は、将来活動する可能性があると考えらるべき**」

「決定論的手法を許容している」??

▶火山ガイドの決定論

(2) 完新世に活動を行っていない火山

地理的領域にある第四紀火山のうち、完新世に活動を行っていない火山については 3.1 及び 3.2 の調査結果を基に、当該火山の第四紀の噴火時期、噴火規模、活動の休止期間を示す階段ダイヤグラムを作成し、より古い時期の活動を評価する。(解説-6、7)

検討対象火山の過去の活動を示す階段ダイヤグラムにおいて、火山活動が終息する傾向が顕著であり、最後の活動終了からの期間が、過去の最大休止期間より長い等、将来の活動可能性が無いと判断できる場合は、火山活動に関する 4 章の個別評価対象外とする。それ以外の火山は、将来の火山活動可能性が否定できない火山として、4 章の個別評価対象の火山とする。(解説-8)

「決定論的手法を許容している」??

▶SSG-21の決定論

5.13 決定論的手法もまた使用可能である。例えば、類似した火山を調査し、火山活動の最大休止期間を決定し、その期間を閾値にすることも可能である。現在休止中の火山については、活動を再開する確率をこの閾値との比較によって評価できるであろう。このような決定論的評価は、火山活動の駆動源となる火山プロセスについての考察とプロセス上それらの火山を類似の火山と見なせるのかの説明を含んでいることが必要である。

5.14 付加的な決定論的手法として、火山系における時間と量の関係、もしくは岩石学的傾向が援用できるであろう。例えば、前期更新世あるいはより古い時期の時間と量の関係から、火山活動の明らかな衰退傾向と明白な休止が明らかになるかもしれない。この状況では、火山活動の再開が非常に稀であることを示せるかもしれない。これらの他の基準に基づく解決ができない場合には、決定論的手法は単純に、10Ma よりも若いあらゆる火山においても噴火の可能性があると仮定する必要がある。

→ **安易に、外形的・表面的に「決定論的手法を採用している」といってもナンセンス。その中身には雲泥の開きがあり、その違いこそ、住民側が問題としていた点であるにもかかわらず、これを完全に無視。**

函館地裁判決の内容

▶ 住民側の主張

火山ガイド「例えば8万年前と5万年前の2回しか活動していない火山は、無条件に将来の活動可能性が否定されることになる」

→火山ガイドは不合理。

▶ 判示の内容

火山ガイドは、単に最後の活動終了からの期間と過去の最大休止期間の比較からのみ将来の活動可能性を判断するとしているわけではなく、これに加え、噴火状況を示す階段ダイヤグラムから火山活動終息の傾向が顕著といえることをも要件としているから、原告が指摘するケースにおいて当然に将来の活動可能性が否定されるものではなく、その当否は具体的な調査審議の当否に帰着する。

本当の住民側の主張

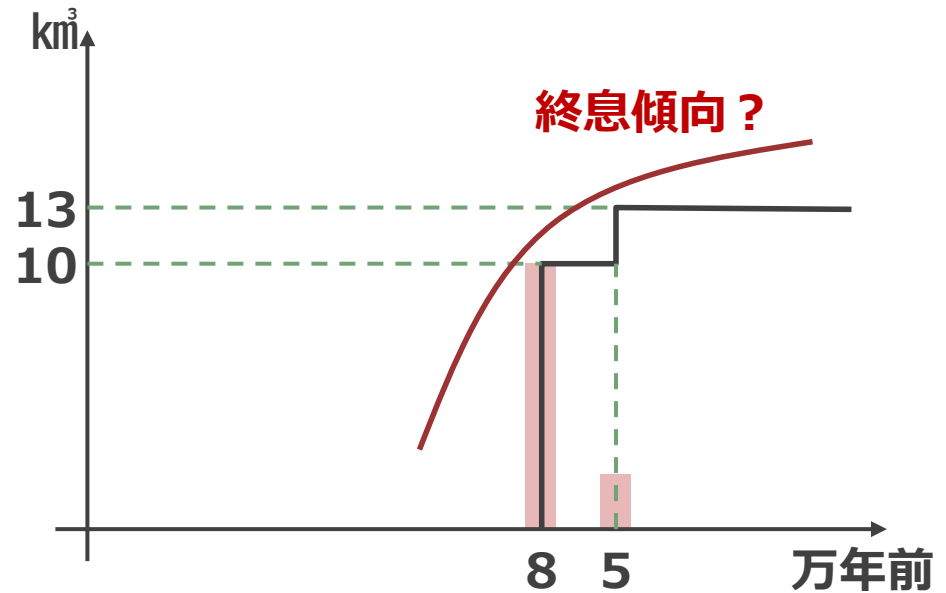
ア 「最大休止期間」に関する部分も重要である。SSG-21は、5.13において、最大休止期間を閾値とすることもできる旨述べているが、これは、現在休止中の火山について、当該火山のみではデータとして不十分であるために、類似した火山を調査し、その活動の最大休止期間を決定することができる、という文脈で述べられているものである。

まさに、本件で問題となっているように、過去の活動が1回だけの場合には、当該火山のみならず、他の類似した火山をも調査して最大休止期間を決定するというように、情報量を多くして、できるだけ正確な判断を行うという趣旨である。このことは、佐藤暁証人が「もっと、そういう評価対象を増やして、それで間違いのない評価をしようという意図を表している」と証言していることから分かる（佐藤証人主尋問調書40頁）。

イ これに対し、火山ガイドは、3.3(2)において、「最後の活動終了からの期間が、過去の最大休止期間よりも長い等、将来の活動可能性が無いと判断できる場合」と、最後の活動終了からの期間と最大休止期間とを比較して、安易に将来の活動可能性を否定できるかのような定めになっている。

ウ この点でも、火山ガイドの定めは、実質的にIAEA安全基準を緩和したものというほかない。被告会社は、この点についても明確な回答をなし得ていない。この点に関する火山ガイドの定めがSSG-21に整合しないこともまた、明白である。

本当の住民側の主張



- ▶ 火山ガイドに従えば、
 - i) 終息傾向○
 - ii) 最大休止期間 < 最後の活動終了からの期間で、活動可能性を否定できる余地がある。

- ▶ SSG-21に従えば、
 - i) 前期更新世よりも古い時期の活動 ×
 - ii) 類似した火山の最大休止期間を調査していない ×で、活動可能性を否定する余地はない。

函館地裁判決の内容（再掲）

▶ 住民側の主張

火山ガイド「例えば8万年前と5万年前の2回しか活動していない火山は、無条件に将来の活動可能性が否定されることになる」

→火山ガイドは不合理。

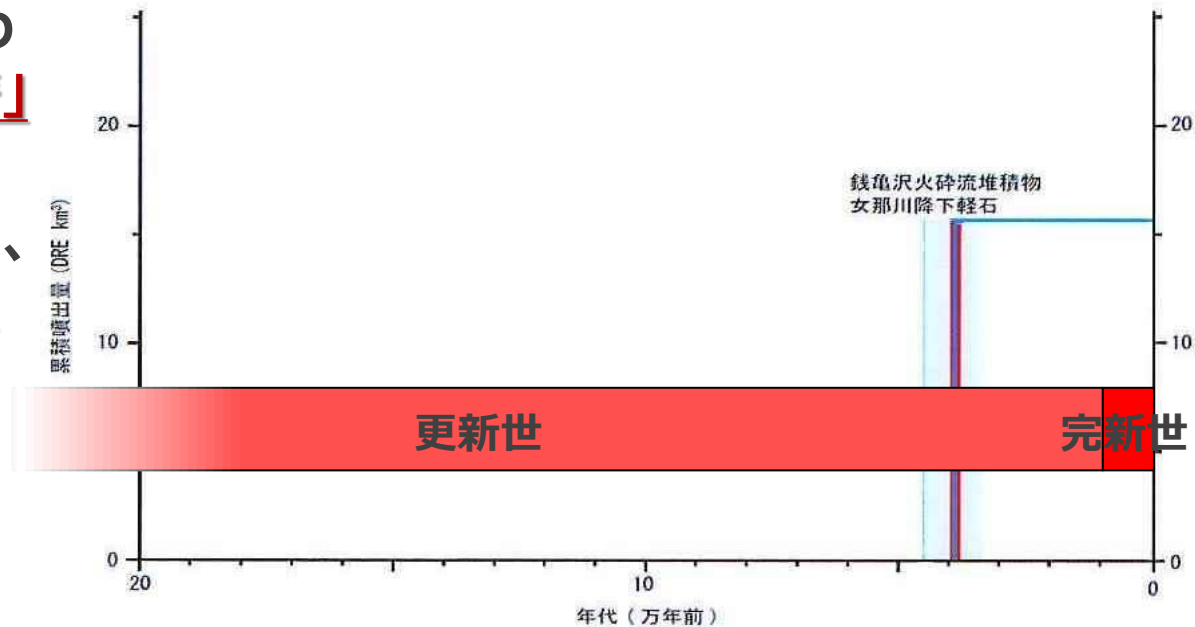
▶ 判示の内容

火山ガイドは、単に最後の活動終了からの期間と過去の最大休止期間の比較からのみ将来の活動可能性を判断するとしているわけではなく、これに加え、噴火状況を示す階段ダイヤグラムから火山活動終息の傾向が顕著といえることをも要件としているから、原告が指摘するケースにおいて当然に将来の活動可能性が否定されるものではなく、その当否は具体的な調査審議の当否に帰着する。

「具体的な調査審議の当否に帰着」→するとどうなる？

[階段ダイヤグラム]

- ▶ たった1回のカルデラ噴火、しかも3.3万年前の噴火について、「終息する傾向が顕著」などとは到底いえない。
- ▶ ちなみに、IAEA基準では、この図のずっと左側「前期更新世」に基準がある。



イ 被告会社は、最大休止期間が全活動期間を超えることはないことから、最新噴火からの経過期間が全活動期間より長ければ活動可能性はないと判断される、という独自の論理を述べているが、これは規制委員会によって認められたものでもないし、火山ガイドにも規定されていない。火山学的に承認された考えというわけでも全くないことを、伝法谷証人自身認めている（伝法谷証人反対尋問調書46頁）。

階段を立ち上げた
の中央で立ち上げた

函館地裁判決の内容

▶ 住民側の主張

火山ガイド→設計対応不可能な火山事象が当該原発の運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分に小さいといえる場合には、当該原発の設置が許可される。

←原発の運用期間中に当該火山が噴火する可能性やその規模を的確に予測することは困難であり、過去に設計対応不可能な火山事象が到達したとみられる原発を立地不適としないことは不合理。

▶ 判示の内容

SSG-21は、「いくつかのケースでは、特定の災害事象は、サイトに到達する確率が無視できるために、それ以上の考慮が不要となるかもしれない」と規定しており、「地理的領域内に将来の活動可能性が否定できない火山が存在する場合であっても、その影響の到達可能性を評価して更なる検討から除外することを許容しており、火山ガイドの当該規定もこれに沿うものといえるから、火山ガイドの当該規定が不合理であるとはいえない」。

SSG-21の内容

ステージ3：火山ハザードのスクリーニング

5.16 サイト周辺における将来の火山活動可能性が明らかになった場合、あるいはその可能性が排除できない場合、災害事象がサイトに及ぼす影響を評価しなければならない。この評価は、表1に示す火山活動に関する各々の事象について実施しなければならない。いくつかのケースでは、特定の災害事象は、サイトに到達する確率が無視できるために、それ以上の考慮が不要となるかもしれない。スクリーニングの決定においては、これらの事象が、火山現象の複合事象（補足1参照）における二次的なプロセスやシナリオによって引き起こされないか考慮しなければならない。

5.17 このステージのハザード評価のための決定論的手法は、特定の火山事象に対するスクリーニング距離の値に基づいて実施することができる。 これらのスクリーニング距離は、ある火山事象がこれ以上は延長しないと合理的に予想される距離である。スクリーニング距離は、火山源の特性とサイトと火山間の地形の特徴を考慮して、特定の火山性生成物の既往の最大到達距離で定義される。例えば、ほとんどの玄武岩質溶岩は発生源から10～100km以上は流れないことが分かっている。玄武岩質溶岩のスクリーニング距離を一般的に100kmとすることは、ほとんどの玄武岩質火山のほとんどの地形において妥当と思われる。もっと短いスクリーニング距離は、類似火山でのデータ収集か、火山現象がサイトに到達することを妨げる地形によって妥当性が説明することができるであろう。一般に、全てのタイプの火山活動に対する特定のスクリーニング距離の使用の正当化には、類似火山の例と整合していることが必要である。

SSG-21と火山ガイド4.1(3)との比較

▶ SSG-21 (5.17)

原則：「**既往最大の到達距離**」でスクリーニング。

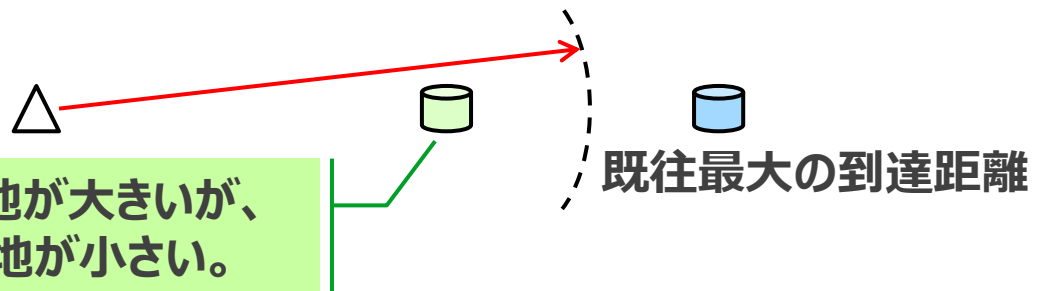
例外：「類似火山でのデータ収集」が「**地形**」によって「到達確率が無視できる」場合がある。(cf. 「火砕流」は多少の高低差は乗り越える)

▶ 火山ガイド (4.1(3))

原則と例外を規定していない。

検討対象火山の調査から噴火規模を設定した場合：「類似の火山における影響範囲を参考に」。

過去最大の噴火規模から設定した場合：「**痕跡等**から影響範囲を判断」。



∴ 火山ガイドはSSG-21と整合せず、SSG-21よりも非安全な規定となっている。

SSG-21の背景にあるもの-到達可能性評価の困難性

火砕流の到達範囲の確定にはその性質上困難を伴うこと（甲D343の「火砕流の堆積物とみなされるのは、高速で移動する噴煙の重力流のうち高密度の部分が堆積したものです。この噴煙流には浮いた状態の多量の細粒固形物があって、それは重さに応じて地表に降下していきます。これが火砕流堆積物分布域の外側の広大な地域で見い出される火砕流と同時の降下火山灰層です。火砕流堆積物の特徴をもつものから火山灰層への変化は遷移的ですので、火砕流の範囲は厳密には決め難いのです。」との記載）、阿蘇4噴火から現在まで約9万年が経過していること（甲D343の「伊方原発敷地周辺には阿蘇4火砕流堆積物は、普通には残存していないでしょう。それは、佐多岬半島が急斜面からなる山地の続きですので、テフラ（火砕流堆積物や降下火山灰）は残り難く、積もっても、海水や風雨ですぐ浸食される地形だからです。また、温暖な地域ほど、テフラとして識別される火山ガラスや斑晶鉱物は粘土化し易いものです。

事業者の立証が尽くされたか否かについて全く判断していない

▶ 函館地裁決定の判断構造は、

- (1) 関連する規制基準の概要
- (2) IAEA安全基準
- (3) 原告らの主張について

という3段構造。自らが定立した規範である「事業者において、安全審査で用いる具体的審査基準の合理性を、相当の根拠、資料に基づき主張立証する必要がある」というものに対するあてはめが全く存在しない。

→法律論の基礎中の基礎である三段論法ができていない。

なぜか？

事業者は、具体的審査基準が国際基準に照らして合理的であるなどという主張立証をまともに行ってこなかったから。

- ### ▶ この枠組みを用いるのならば、裁判所は、事業者に対し、具体的審査基準が、どのような国際基準の、どのような考え方と整合するのか、明確に訴訟指揮を行い、これに対する住民側の噛み合った反証を促して、適切に争点整理を行うべきである。